

条例第 10 条関係（裏面）

建築物の用途別床面積

	用途	延べ面積	
特定用途	百貨店その他の店舗	① m <sup>2</sup>	※1 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボウリング場、体育館、病院、卸売市場、倉庫及び工場（駐車場法施行令第 18 条）
	事務所	② m <sup>2</sup>	
	その他の特定用途 ※1	③ m <sup>2</sup>	
非特定用途（住宅を除く） ※2		④ m <sup>2</sup>	※2 特定用途以外の用途（条例第 2 条）
適用除外とする非特定用途		⑤ m <sup>2</sup>	
住宅		⑥ m <sup>2</sup>	注）観覧場の場合は屋外観覧席の部分を含む 機械室その他の共用部分は面積按分してそれぞれの部分に加える
駐車施設及び駐輪施設（バイク、自転車）		⑦ m <sup>2</sup>	
合計		⑧ m <sup>2</sup>	

◆②の面積について、大規模事務所の延べ面積の逓減があります

$$1 \text{ 万 m}^2 + \boxed{\phantom{000}} \text{ m}^2 \times 0.7 + \boxed{\phantom{000}} \text{ m}^2 \times 0.6 + \boxed{\phantom{000}} \text{ m}^2 \times 0.5 = \boxed{②'} \text{ m}^2$$

■附置義務台数（駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域の場合）

自動車	$(①) \div 200 + (② \text{ or } ②') \div 350 + (③) \div 350 + (④) \div 550 = \boxed{⑨}$	
◆延べ面積①～④の合計が 6,000 m <sup>2</sup> 未満の場合		
$\boxed{⑨} \times \left\{ 1 - \frac{1,500 \times [6,000 - (① \sim ④ \text{ の合計})]}{6,000 \times [(① \sim ③ \text{ の合計}) + ④ \times 0.5] - 1,500 \times (① \sim ④ \text{ の合計})} \right\} = \boxed{⑩}$		台 ⑨ or ⑩ or ⑪ (切り上げ)
◆公共交通機関利用の促進措置を実施の場合 措置に応じた緩和率を加算できます（中央駐車場整備地区に限る）		$(⑨ \text{ or } ⑩) \times (1 - \text{緩和率}) = \boxed{⑪}$
自動二輪車	$(①) \div 3,000 + (② + ③) \div 6,000 = \boxed{\phantom{000}}$	台 (切り上げ)

■附置義務台数（周辺地区の場合）

自動車	$(① + ② + ③) \div 350 = \boxed{⑫}$	
◆延べ面積①～④の合計が 6,000 m <sup>2</sup> 未満の場合		
$\boxed{⑫} \times \left\{ 1 - \frac{6,000 - (① \sim ④ \text{ の合計})}{(① \sim ④ \text{ の合計})} \right\} = \boxed{⑬}$		台 ⑫ or ⑬ (切り上げ)

添付書類等

- 附置義務台数算定資料
  - 建築物に各種特定用途、非特定用途、駐車施設が混在する場合は、平面図の色分けを行う
- 駐車施設の位置、規模、構造等を説明する次の図面を添付する
  - 付近見取図（2,500 分の 1 程度）、配置図、平面図、面積表（求積図）（以上、300 分の 1 程度）
  - 周辺状況（道路幅員、横断歩道、交差点等）、敷地の各辺、自動車の出入口幅、駐車施設の車室、車路等の寸法を明示
- 特殊の装置（機械式駐車施設、自動車用エレベーター等）を用いる場合は次の図面等を添付する
  - 国土交通大臣の認定書及び認定基準の写し、平面図、断面図
  - 前面道路との間の車路又は空地を示す図面及び資料
- 委任状（建築主本人による届出の場合不要）代理者の住所、氏名、電話番号を記載
- 事前に市長の承認を得て敷地外に駐車施設を設置する場合
  - 隔地駐車施設承認申請書、土地又は駐車施設の賃貸借契約書の写し等
  - 前各項の図面等
- 公共交通利用促進措置による緩和を利用する場合
  - 公共交通機関の利用の促進に資する措置に関する計画書の写し